

(未定稿)

第4回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 議事要旨

日時：令和5年6月2日（金）7：55～8：10

場所：官邸4階大会議室

出席者：岸田内閣総理大臣、松野内閣官房長官、野村農林水産大臣、林外務大臣、齊藤国土交通大臣、後藤経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼新しい資本主義担当大臣、高市経済安全保障担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済安全保障）、小倉内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）兼孤独・孤立対策担当大臣、小島復興副大臣、門山法務副大臣、秋野財務副大臣、築文部科学副大臣、羽生田厚生労働副大臣、太田経済産業副大臣、山田環境副大臣、尾崎デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官、自見内閣府大臣政務官、中川総務大臣政務官、木原内閣官房副長官、磯崎内閣官房副長官、栗生内閣官房副長官、村井内閣総理大臣補佐官、藤井内閣官房副長官補

○ 冒頭、松野内閣官房長官から、議事について説明があった。野村農林水産大臣から次のような説明があった。

- ・ 私からは、2点説明させていただく。
- ・ まず、1点目は、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」の取りまとめについてである。資料1をご覧ください。昨年9月の総理指示を受けて、食料・農業・農村基本法の総合的な検証を実施してきたところである。
- ・ 現基本法が制定されて約20年間の情勢変化とこれから20年の今後の見通しについて、世界的な人口増加や気候変動による食料安全保障上の環境変化、環境との調和等持続可能性の取組の主流化、国内の人口減少に伴う食料供給力の脆弱性が明らかになった。
- ・ このため、資料2にお示しするような内容の「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を取りまとめたい。
- ・ 具体的には、変化する諸情勢を踏まえ、
 - ① 食料安全保障の定義を改め、不測時に加え平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立
 - ② 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換
 - ③ 人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立を柱とするもの。具体的内容については御覧のとおり。
- ・ この展開方向に基づき、資料3にあるとおり、令和6年の通常国会への提出に向けて、今後、食料・農業・農村基本法の改正案の法制化作業を加速化するとともに、施策の実施に向けた工程表を策定していく。
- ・ 次に、2点目は、政府本部の立ち上げについてである。資料4をご覧ください

(未定稿)

ただきたい。食料安全保障を脅かすリスクが増大している。不測の事態によって食料需給がひっ迫するおそれが生じた場合に総理を本部長とする本部を立ち上げる仕組みや本部が必要とする措置を講ずるための実体法の整備を検討していく。

- ・ これらの施策の具体化を図るためには、関係省庁とも連携して進めていく必要があるので、関係各位におかれましては、引き続きの御協力をお願いする。
- これを受けて、林外務大臣から、次のような発言があった。
- ・ ロシアのウクライナ侵略により世界の食料安全保障環境が悪化し、食料システムの脆弱性への危機感が高まっている中、G7広島サミットでは、世界的な食料危機への対応と、強靱で持続可能かつ包摂的な農業・食料システムの構築に向けた率直な議論を行い、G7及び招待国と共に「強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」を発出した。
 - ・ また、現在、開発協力大綱の改定作業を進めているところであるが、開発途上国における食料供給先の多用化や人材育成、周辺インフラ整備等の支援に積極的に取り組む旨を開発協力の重点政策の一つとして位置付けている。
 - ・ 外務省としては、G7広島サミットの成果文書を踏まえ、また、ODAも活用しつつ、農水省とよく連携しながら食料安全保障に貢献していきたい。
- 高市経済安全保障担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済安全保障）から、次のような発言があった。
- ・ 近年の厳しくかつ複雑な安全保障環境の下、食料安全保障の強化を図るための取組には、経済安全保障の観点から重要なものも含まれている。
 - ・ このため、昨年末、経済安全保障推進法に基づき、原料の供給を海外に依存する「肥料」を特定重要物資の一つとして指定したところであり、農林水産大臣には、肥料の備蓄をはじめ肥料の安定供給確保に向けた取組を進めて頂いている。
 - ・ 重要な物資については、国際情勢の変化などを踏まえ、サプライチェーンリスクを把握・評価した上で、安定供給確保に向けて必要な措置を講じることが重要であり、関係各省と連携して、不断にリスクの点検に取り組んでいる。
 - ・ 引き続き、農林水産省ほか関係省庁と協力し、重要な物資のサプライチェーン強靱化を含む経済安全保障の取組を推進してまいりたい。

(未定稿)

- 齊藤国土交通大臣から、次のような発言があった。
 - ・ 私からは、円滑な食品アクセスの確保を図るための、いわゆる「物流の2024年問題」への対応及び肥料等の生産資材の確保に向けた下水汚泥資源の肥料利用の拡大について、ご説明する。
 - ・ まず、「物流の2024年問題」への対応については、本日の関係閣僚会議において、物流の革新に向けた「政策パッケージ」が取りまとめられる予定である。
 - ・ 国土交通省としては、この政策パッケージに基づき、農林水産省とも緊密に連携しながら、円滑な食品アクセスの確保に向け、物流の効率化などの取組を進めていく。
 - ・ また、下水汚泥資源の肥料利用の拡大については、農林水産省とも緊密に連携しながら、引き続き、肥料化に向けた施設整備や下水汚泥肥料の流通経路の確保、技術開発などの取組を進めていく。

- 小倉内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）兼孤独・孤立対策担当大臣から、次のような発言があった。
 - ・ 物価高騰等により、食品アクセスが困難なこどもが出てきている中、こども食堂等への補助事業の上限額を大幅に引き上げるなどの支援の強化を進めてきた。
 - ・ なお、こども食堂等の運営主体にはNPO法人も含まれるが、先般、NPO法人制度の担当大臣として、NPO法人が寄附を受ける際、寄附者に対し対価とは言えない程度の返礼品を提供しても差し支えない、との考え方の整理を行ったところ。このように、NPO法人が寄附を受けやすくする環境の整備も行っていく。
 - ・ 引き続き、関係省庁とも連携しつつ、食品アクセスの確保に努めていく。

- 秋野財務副大臣から、次のような発言があった。
 - ・ 財務省・国税庁で所管している日本産酒類は、引き続き、更なる輸出拡大に注力していくが、高付加価値の酒の製造には、米や麦といった原料の安定供給が不可欠である。
 - ・ 日本産酒類の輸出拡大や国産原料の調達は、農業の活性化や農村環境の保全にも資すると考えているので、引き続き、支援をお願いします。

- 尾崎デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官から、次のような発言があった。
 - ・ 食料システムの各段階における環境負荷低減の取組を進めるとともに、食料等の適正な価格転嫁を進めるため、消費者庁においても、消費者の理

(未定稿)

解を促進する取組を通じて、丁寧に説明してまいりたい。

- ・ 食品ロス削減を進めるに当たっては、持続的な開発目標でも謳われているとおり、事業者と消費者双方が連携して取り組む必要があり、事業者による商慣習見直しや食品の寄附等を促進するため、関係省庁と連携して、消費者自身による行動変容を促してまいりたい。

○ 最後に、岸田内閣総理大臣から、次のような発言があった。

- ・ 本日、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」をとりまとめ、
 - ① 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立、
 - ② 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、
 - ③ 人口減少の中でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立の3つを柱に、農政の転換を進めていくこととした。
- ・ 第一に、不測時の食料確保に加え、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できる社会を目指す。
そして、主食用米から転換し、需要に応じた麦・大豆・野菜・飼料・肥料の生産拡大へ構造転換を進めるとともに、輸出を生産基盤維持に必要なものと位置付ける。
また、すべての国民が持続的に健康な食生活を送れるよう、食料アクセス問題への対応強化と、適正な価格転嫁に取り組む。
- ・ 第二に、環境負荷低減など、持続可能な農業を主流化することとし、有機農業の大幅拡大、食品ロス削減の取組強化を図っていく。
- ・ 第三に、人口減少の中でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、スマート技術の開発やサービス事業者の育成等を促進する仕組みを創設する。
- ・ その上で、これらの施策を進めるため、食料安全保障の状況を平時から評価するとともに、不測時には食料の確保に向けた対策を政府一体で実行する体制を構築する。
- ・ 野村農林水産大臣を中心に、関係各位におかれては、来年の通常国会への改正案提出に向け、食料・農業・農村基本法の改正に向けて作業を加速するようお願いする。併せて、施策の具体化を進め、年度内を目途に、工程表をとりまとめていただくようお願いする。

以上

文責：内閣官房副長官補付